

第 110 回運営委員会 協議状況の訂正について（案）

第 68 回武庫川流域委員会での委員申し出に従い、再度テーブル確認を行ったうえで、下記の通り訂正したものです。

3 継続検討課題の取り扱いについて

委員長が作成した「第 5 章（調査・検討課題）の位置づけと記載内容（修正案）」（資料 4）と、県が作成した「付記 河川整備基本方針の目標達成に向けた主な検討事項」（資料 3-3 P82～84）をもとに、継続検討課題の位置づけ、記載場所、記載内容等について議論を行い、以下のことを確認した。

- ① 継続検討課題を整備計画本文に記載することについて各委員の意向を確認した結果、1名の委員を除いて賛成であったため、委員会~~の総意~~としては本文に入れるという判断とする。少数意見は議事録に残す。
- ② 県が作成した「付記」の記載は詳しすぎるため、表などは削除して、簡素化することとし、詳しい内容は資料編に入れるという形にする。
- ③ 県は継続検討課題として現在記載している項目以外に、今次整備計画期間中に検討が必要な課題についてピックアップして追記する。
- ④ 県は本日の議論を踏まえて、付記の内容を修正のうえ、全委員に送付して、意見がある場合は可能な限り第 68 回流域委員会までに提出してもらう。
- ⑤ 「付記」という表題の取り扱いについては、第 68 回流域委員会で再度議論したうえで確定する。

（主な意見等）

（1）継続検討課題の記載について

- ・ 第 67 回流域委員会の議論を整理した結果、記載の仕方については、本編に章を設けて記載するという意見と、本編に章に代わる表記で最後に記載するという意見、本編記載には反対という意見の 3 つの意見に分かれる。14 人中 13 人は本編記載、この 13 人のうち 4 人を除いては「章を設けて記載する」という意見だった。資料編に記載したほうがよいという意見が 1 人。全員の意見ではないが、この整理からすると本編に記載したほうがよいという意見が多数になるのではないかと思う。
- ・ 県案の「付記」について、3 点意見を申し上げる。1 点目、県が本文に継続検討課題を提示する以上は、本委員会で、提示に至ったプロセスも含めてきちんと説明いただきたい。2 点目、県の提案では付記という位置づけで提示しているが整備計画という 20 年の計画において付記とした 3 ページの意味は何なのかをきちんと確認させていただきたい。本文の前の方の記述とつき合わせると、明らかに踏み込んだ内容になっている。3 点目は、整備計画全体として非常に大きく後退している。例をあげると、検討項目が抜けている。その上で県の意思として主な検討項目はこれだけだと挙げている。また、目標達成に向けた検討事項として量の話しか書いていない。基本方針の目標は量ではないということで議論し、一緒につくってきた。これが主な検討内容であると示し県としての優先順位を明記しているが、きちんと説明してもらえないと委員として理解できない。到底支持できるものではない。
- ・ 県の責任でこの資料を作ったことは間違いないが、既存ダムの内容は資料編に書かれている文章をそのまま持ってきているので、これまでの説明と異なっているわけではない。（県）
- ・ 今回の資料には「進める」とまで書いている。私の意見としては継続検討のくだりは外してほしいというものであったが、政治的背景等いろいろあるのだろうと理解し、修文意見として出さなかったし、あのパラグラフを含めて原案全体として評価してきた。この付記の 3 頁が入る形での原案ならば、意見は全く変わる。
- ・ 今の流域委員会が、この整備計画を議論している時に次の整備計画に考え方を引き継いでほしいというのはまともな考え方なのか。次期整備計画を検討する段階でそのときの状況にあった検討をしてもらうことに期待するなら記載方法は変わってくる。こうしてほしいということを書き込むのは疑問がある。
- ・ 最初に基本方針を目指してというように、アップしていく形の言葉が出てくると引き継いでいくようになってしまう。今期整備計画はこれ一本でいきますということにしないといけないのではないかと思う。